

# 令和3年第12回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和3年12月23日(木) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時25分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信		議事参与制限委員数	なし		傍聴者数	なし		
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和3年第12回農業委員会総会を開会いたします。 出席委員は、13名中13名の出席です。過半数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行いたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、11番 野村委員、1番 松原委員にお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第37号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	<p>つづきまして、日程第2に移ります。 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。 事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>1番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。 受人は町内にお住まいで、親から経営を継承する形で令和2年6月に就農し、主に梨の栽培をしております。本年6月には、神川町新規就農青年育成奨励金の交付を受けておりますが、この交付にあたり</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>会 長</p> <p>関根委員</p> <p>議 長</p> <p>木村委員</p> <p>事務局</p>	<p>農業委員会総会で審議した際は、前農業委員の高田委員より「技術的にもよく研究しているようで、とても前向きな印象を受けた」とのご意見がありました。</p> <p>また、受人は認定新規就農者となっており、本庄農林振興センターの技師に梨の栽培技術指導を受けているほか、町と本庄農林振興センターが合同で行っている梨スクールにも参加しているとのことでした。</p> <p>農業用機械はトラクター、スピードスプレーヤー、軽トラックをそれぞれ1台所有しており、農作業は両親が手伝いをするということでもありました。</p> <p>受人と渡人は遠い親戚関係にあり、もともと申請地を借りておりましたが、渡人が遠方に住んでおり農地の管理ができないことから今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>毎日のように梨畑を見ていますが、前委員の高田委員が言うとおりに良く研究されていて、挨拶も良くできる好青年という印象ですので、問題ないと考えています。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>今回の申請地は以前から借りて使っているということですが、議案書の経営面積で借入地にこれが入っていないようですが、なぜでしょうか。</p> <p>利用権につきましては一旦解約の手続きを取りまして今回の3条申請に至っておりますので、借入地は無しとなっております。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第37号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第37号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>つづきまして、事務局は2番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>2番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書6ページの位置図、7ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況についてですが、ここは先月まで砂利採取を行っていた農地であり、埋戻しまでは済んでおりますが完全な復旧はされておられません。</p> <p>これは、来春から新たに実施予定の砂利採取に申請地が含まれるとのことで、事業主の〇〇及び北部環境管理事務所と協議した結果、砂利採取の一時転用許可を得るまで農地を管理することを条件に、完全復旧せずに現在の状態にしておくことを承諾しているところです。</p> <p>これに関しては、砂利採取の対象となる周辺農地の所有者にも同意をいただいております。</p> <p>なお、3条で取得する農地に5条一時転用の予定がある場合の扱いについて埼玉県農業会議に確認したところ、5条申請はあくまで予定あり権利は発生していないため、通常の3条案件として扱うことで問題ないとのことでした。</p> <p>受人は主に水稻の栽培を行っており、トラクター、軽トラック、コンバイン、田植え機をそれぞれ1台所有しております。</p> <p>受人からは、昨年6月に申請地の売買の相談がありましたが、砂利採取を行っている最中でしたので、砂利採取が終了してから申請するように指導いたしまして、今回の申請に至っております。</p> <p>申請にあたりましては、砂利採取終了後は耕作を行うこと、砂利採取が行われなかった場合は来春より耕作を行う旨の誓約書をいただいております。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第38号議案 神川町新規就農青年育成 奨励金交付申請について</p>		<p>説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があれば申し上げます。</p>
	関根委員	<p>特にありません。事務局の説明のとおり、砂利採取のあとの復旧が完全にはできておりませんが、調整済とのことですので問題は無いと考えております。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	議長	<p>〔質疑なし〕 無いようなので採決に移ります。</p>
	議長	<p>第37号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第37号議案2番については原案のとおり許可といたします。</p>
	議長	<p>つづきまして、日程第3へ移ります。</p>
		<p>第38号議案 神川町新規就農青年育成奨励金交付申請について を議題とします。</p>
		<p>神川町新規就農青年育成奨励金交付要綱第5条の規定により、別紙就農計画に対する意見を決定したので、この案を提出するものです。</p>
		<p>事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>神川町新規就農青年育成奨励金は、新規就農した青年農業者を育成し、農業の活性化と経営の安定向上を図ることを目的とした神川町独自の奨励金です。</p>
		<p>交付の要件としましては、町内に住所を有す18歳以上45歳未満の新規就農者のうち、次の4つの</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>坂本委員</p> <p>事務局</p>	<p>要件のいずれかに該当する者となります。</p> <p>① 耕作を目的として新たに農地を取得または賃貸借等の権利設定をした者</p> <p>② 農業経営の開始に必要な施設や機械等を整備した者</p> <p>③ 年間150日以上農業に従事した者</p> <p>④ 町外から転入して3年以内の者で町長が認めた就農者</p> <p>この4つの要件のいずれかに該当すると認められた場合は、奨励金として10万円が交付されます。</p> <p>交付要綱では、「奨励金の交付の申請があったときは、書類の審査に農業委員会の意見を聴する」と規定されており、本案件はこれに基づく意見照会となりますので、就農計画についてご審議いただきたいと思えます。</p> <p>9ページからの就農計画書をご覧ください。</p> <p>申請者は〇〇地区にお住いの〇〇様です。申請者は平成31年4月から本年3月までの2年間、「児玉地域明日の担い手塾」において、梨の生産管理についての研修を受けておりました。</p> <p>研修終了後、本年4月より就農し、町の認定新規就農者として梨の栽培を行うほか、〇〇の副隊長を務めるなど、積極的に活動されているとのことでした。</p> <p>就農規模や所得目標などについては、就農計画書に記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>説明が終わりましたので質疑に入りたいと思ひます。</p> <p>質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>この奨励金では就農にあたっての耕作面積の下限とかは無いのでしょうか。</p> <p>交付要綱には営農面積に関する規定はありませんが、販売を目的として営農するという条件がありますので、所得を得ることを目的に就農していれば対象となります。</p>

会議事項	発言者	顛末
	坂本委員	この計画に記載してある所得では生活できないのではないかと思いますので、今後の計画などはどうなっているのでしょうか。
	事務局	計画の中に経営規模を拡大したいという記載がありますので、将来的には経営面積も増やしていきたいと考えているようです。
	坂本委員	現在の経営面積については借地ですか。希望すれば梨畑はすぐ借りられるのでしょうか。
	事務局	はい。借地になります。梨畑で借りられるところがあれば借りたいということで、先日新たに利用権設定の書類が提出されております。 なお、この方以外にも梨農家を目指している方がおりますので、町の農政担当では経営面積を減らしたいと考えている梨農家の畑をマッチングしているところです。
	木村委員	勉強不足で申し訳ありませんが、この奨励金の交付要綱を私は知らないのですが、何を基準に意見をしたら良いのでしょうか。要綱を確認したいので資料をいただけないでしょうか。
	事務局	申し訳ありません。すぐに用意いたします。 〔事務局で要綱を印刷して委員に配布〕
	木村委員	この奨励金は実家が農家でも一旦家を出て、帰ってきて就農すれば該当になるのでしょうか。
	事務局	年齢等の要件を満たしている必要はありますが、親元を離れていなくても新規で就農すれば該当となります。

会議事項	発言者	顛末
	坂本委員	<p>お金をもらった後、離農した場合はどうなるのでしょうか。そういう人は今までにいましたか。</p>
	事務局	<p>要綱6条の規定により、3年以内に離農した場合は返還していただくこととなりますが、これまでにそういう方がいたという話は聞いておりません。</p>
	関根委員	<p>自分は梨農家になり47年になりますが、現在梨農家は50軒弱ほどになります。そのうち丹荘梨出荷組合が今年2人減りまして27軒ですが、あと5年もすれば半分くらいになってしまうと思います。</p> <p>申請者は規模拡大したいという意向で役場にも相談していると思いますが、梨畑を借りられる保証はありません。そこで町に要望したいのですが新規就農する若者を支援するためにも設備投資にかかるお金の補助をしていただければと思いますのでお願いします。</p>
	事務局長	<p>町ではなく県の補助事業になりますが、新規就農するための準備資金を補助する農業次世代人材投資事業というものがあります。その後は経営開始型の補助事業などもありますので、対象になる方にはご案内しているところです。</p> <p>〔一同が補助事業の内容について意見〕</p>
	事務局	<p>事業の在り方について様々なご意見がありましたが、農政担当にお伝えしまして、制度改正について協議させていただければと思います。本案件につきましては、お配りしました要綱に沿ってご判断いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
	議長	<p>それでは採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>第38号議案 神川町新規就農青年育成奨励金交付申請について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第38号議案については原案のとおり異議なしと回答いたします。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉会	議長	以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 慎重審議ありがとうございました。